義務の特例に関する条例

| 昭和 53 年 3 月 3 日 | |条 例 第 2 号 1 1 |

改正 平成3年4月1日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

○美幌・津別広域事務組合職員の職務に専念する

(職務に専念する義務の免除)

- 第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者 又はその委任を受けたものの承認を得てその職務に専念する義務を免除される ことができる。
 - (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、特に許可のある場合 附 則
 - この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年条例第16号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

大津 十

十 二 一